

2023 年度事業報告書
(2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日)

1 事業実施の成果

(1) 健康診断事業

2023 年度は、在留資格の無い外国人が生きていくために健康相談を活用した医療相談会事業を展開しました。今期は健康相談会を 6 月群馬県太田市と 12 月茨城県笠間市と 2 回行い加えて個別医療相談を実施しました。

(2) 生活困窮者対策としての事業

在留資格の無い外国人のための生活困窮対策として①家賃支援、②食糧支援、③シェルター支援をおこないました。

(3) 社会教育事業

➤ 入管法改悪反対について

新しい入管法の改悪の改正のために移住連を中心とした反対要請活動をおこないました。また、国会の参考人として招聘され当会が実践したい施策を述べてきました。

➤ 地域の活性としての外国人医療費未払い補填事業の改定

今年度は、特に地域活性化として地域で生活する外国人医療支援の在り方に布石として、特に「外国人の医療費未払い補填事業」の見直しを行政に働きかけをしました。

1. 医療相談会及び無料健康診断報告会

私たちは、「すべての人が健康と平和な生活ができる共生社会の実現をめざし、特に外国籍・生活困窮者の為の保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の増進、災害救護、人権の擁護、国際協力などの活動」(当会定款から)を目的として活動をしています。

1997 年から活動を開始し、事業の柱となる無料健康診断会では「問診、身体測定、検尿、血圧、血液検査、胸部レントゲン、診察、子宮頸ガン検査(希望者)」からなる検査項目を通算 66 回、受診者 3,386 人を対象に行いました。

医療相談会の活動は、医療関係者、弁護士、MSW、通訳者、一般ボランティアによって支えられ、社会資源として、行政からの後援、助成支援団体の協力が現在まで続いています。対象者は①生活困窮者 ②非正規滞在者 ③仮放免者 ④無国籍者 ⑤言語困窮者 ⑥日本人で経済的理由により健康保険に加入できない人々です。

2023 年度は、医療相談会と報告会の企画は 3 回をめざしましたが 2 回の実施でした。

① 2023 年 6 月 4 日(日)の第 65 回医療相談会・太田公民館東別館 受信者 90 人

② 2023 年 12 月 10 日(日)第 66 回医療相談会・茨城県笠間市 受信者 89 人

新型コロナウイルスによって、どこの病院も感染対策の一環として医療従事者の外部支援の禁止と医療従事者の確保が続き医療相談会の開催場所の確保と人材の確保が困難でした。従来会場として借りていた病院も感染を警戒して健診体制が出来ませんでした。2021 年は、前橋共立病院の支援にて会場をお借りすることが出来ました。今年度は、茨城県笠間市のカトリック友部教会の御支援で開催できました。両会場の内容は同じ内容として、健康診断と支援として各会場で仮放免証の提示で 5 千円の支給、家賃

支援の相談、会場までの交通費、食糧支援をおこないました。両手に支援物資を抱えきれない人たちで一杯となりました。

2、個別医療相談事業

当会事業を通じて悲痛な訴えをする外国人には必要と認められた対象者に病院の紹介を行い治療費、薬代金、交通費の支払い等の支援を実施しました。

個別医療相談における支援は、2023 年の実績は 798 万円、2022 年 11,580,700 円で前年比 81%でした。縮小については、特段セーブをかけていたのではなく後半 11 月から長澤局員の体調不良もあって支援を組めなかったのではと思います。

ただし 2023 年は 2022 年の反省によって全体として支援金のセーブをしました。理由は、寄付金は無尽蔵に出るわけではなくすべてを満足いくようにはできないからです。

新型コロナウイルス感染症対策事業ではコロナウイルスが減少してきたがインフルエンザが増えたりしているのでマスクを再度送ることとしました。

課題として取り上げていた妊娠・出産についてはすでに毎年のように増え、今期は行政の保健センターからの問い合わせが多くありました。この件では、入院助産制度を活用することができますが個人負担分の 20 万円が多く外国人にとって弊害となりました。おおよそ個人負担と検査費用は一人 20 万円です。これらは公的資金からでませんので当会が負担するようにしています。

生活支援については、状況が厳しく、食糧支援は開始年度当初 20 世帯程度であったが、2021 年は 81 世帯となり、2022 年度は 150 世帯となりました。2023 年度は 120 世帯に落ち着いて来ています。

家賃については前年と同じように「家賃の未払い」が多く休眠預金の家賃対策に支援することとして昨年 12 月以降の支援をおこないました。外国籍生活困窮者のほとんどは在留資格が無く働けないので一度支援すれば継続的にしなければなりません。

この実態を社会への報告としてどうするのか、が課題であると思います。

休眠預金の支援によって 50 世帯ほどの家賃支援ができたのです。去年は、休眠預金として取り上げていないが家賃と水道光熱費を支援として要求してくる世帯が多くありました。

3、社会教育事業

一年を通じて私たち自身の知識の向上と脆弱な立場にある仮放免者、難民申請者、無国籍者等の状況を積極的に社会に情報提供することで理解と協力を幅広く得られるよう講演会の要請や広報活動を実施しました。去年は、仮放免者・難民に対する深刻な人権侵害を悪化させる入管法改悪に反対し、多くの仲間と共に強く抗議し、廃案を求めました。

この法案は、“認められることのない難民申請者”を迫害の恐れがある自国への強制送還し、より死への恐怖と不安にさせ日本で築いてきた生活基盤と人間関係を奪うことになります。

昨年亡くなられた、ウィシュマ・サンダマリさんは、入管施設における被収容者に対する非人道的扱い、被収容者に対する非道的扱いによってです。ウィシュマさんの DV、暴力から学校に通えなくなり、「いのちの危機」に晒され適切な支援に繋がることができないままに在留資格を失いました。

昨年の課題を確認しておきたいと思います。

- ・低い難民認定率に改善策をとらない一方、難民申請者の送還を可能にし、迫害を受ける恐れがあるのに難民を本国に送り返すことに反対します。
- ・送還忌避罪を創設し、帰国できない事情があるため在留を希望する人に刑罰を加えないようにしてほしい。
- ・監理措置制度により、在留資格のない外国人の監視を支援者らが引き受けない限り解放せず、無期限の長期収容制度を存続させる、ことに反対します。
- ・在留特別許可制度の縮小と、問題のある判断要素の法定で、同制度による救済を狭めることに反対します。
- ・難民の保護は、3 回目の難民認定申請の審査請求で難民認定された例があることが明らかになり、3 回目以降の申請者の送還を可能とする法案に反対します。
- ・国連の自由権規約委員会の勧告は「仮放免者」をローマ字に置き換えて敢えて不安定な位置づけを強調しました。即刻改正してください。

特に仮放免者は、就労や基礎的社会サービスからも排除されているために、家族やコミュニティ以外に頼る先がほとんどない状態に置かれています。

政府がなすべきことは、仮放免者・難民・移民たちを追い詰める入管法体制をいっそう強化することではありません。

「法の定めは人のためにあり、人が法のためにあるものではありません。」とした聖書の言葉を思い出します

これら在留資格の無い外国籍住民も日本社会の平等な一員として安定した生活を築き、十分に発揮することができるようあらゆる法的・社会経済的・文化的な障壁を撤廃することこそ必要です。

以上の理由からわたしたちは、現在提出されている入管法改正案に反対し、難民移民の権利保障のための法律・施策を求めてきました。

2. 「外国人の未払い補填制度の見直し」市民集会を 2024 年 1 月 13 日に群馬県高崎市において開催しました。

① 2020 年群馬県は、外国人が支払えなかった医療費の一部を県が補填する「外国人未払医療費対策事業」について、2021 年から廃止する方針を打ち出しました。

これに対し、健康保険に加入できない仮放免者を支援する NGO、他の病院が受け入れない、無料低額診療を担う医療機関などから反対の声が上がり、県議会でも存続に向けた意見が出される等、事業継続の声が高まりました。

支援者、関係者からの反対意見に押され、群馬県は 2021 年以降も同事業の一部存続を決めた。しかし、補填対象が救急搬送患者に限定されたことにより、利用実績が激減し、実際の制度として機能

しない状態に陥っています。

<メディア>

メディアでの活動として

- ① NHK 教育テレビ「心の時代」の「私のガリラヤを生きる」が再放送されました。
- ② 放送大学の放送、「情報社会と国際ボランティア活動」です。

BS231 4月19日(金)14:15~15:00

今期はニュースレターの中にも掲載したが仮放免者の健康状態を取り上げることができました。事務局員と看護師の長澤和子さんの指導の下で3年間分のデータが集積されました。

本報告によって、関東各地で生活する外国籍住民は特に生活困窮とホームレス化の進行、外国人を対象とする医療支援の必要性、中でも非正規滞在者の医療の分野では待ったなしの困窮状況が更に進んでいることを、日本の多くの行政そして民間の関係者が共有し、支援のあり方を模索する橋渡しとなることができればと思うところであります。



事業報告書の発刊に当たり

代表理事 後藤 裕一郎

今回は定期発刊誌、'事業業績書'の発刊を、皆様と'アミーゴス'の全役員から御喜び申し上げたいと思います。特に、此の事業業績書はアミーゴスの目的や過去の行動を総括して居るもので、アミーゴスの活動、例えば医療相談会に受診されて居らっしゃる方々、在日外国籍住民で困窮故にて法律的便宜を御受けされていらっしゃる方々、又何らかの方法でアミーゴスから物質的支援'を同会から支援されていらっしゃる外国籍住民の一人一人の方には一度で良いですので、本誌を御読み頂けると非常に嬉しい限りです。

此の書から、アミーゴスに依る活動は単に'医療的側面'、'経済的側面'等の個別的内容のみならず、被支援者の公私両面に渡る活動に成って来て各困窮者の一人一人へは当然の事、地域の外国籍住民集団へも重要な支援と成って居る事が読み取れるのでは無いでしょうか。

今後もアミーゴスと致しましては、在日外国籍住民を対象として彼等の経済状況、法律問題、家庭内の多面的問題、等を照準にした活動を継続して行く所存です。在日外国籍人で以上の様な問題を抱えていらっしゃる皆様には、先ずは一本の電話、又は e-mail を当会へ発信される事を会としては期待して居ます。

処で、令和二年から四年の間は新型コロナ・ウイルス感染症事件が毎日の如く報道の第一面、第一声を飾ってきて居る中、職場や家庭でも大きな犠牲や反省も在り皆様も公私に渡り悩まされて来た数年間ではなかったかと、アミーゴス'を代表して私より御見舞いを申し上げます。

そうした中、当会の活動も丸二十六年に達しようとして居る現在、NPO である当会へも種々の希望や課題が突きつけられて居ます。アミーゴスの活動拠点は其の名の通りに'北関東地域'に在りますが、数年前からは群馬県内以外への拠鈴木様好き運氣鈴木貴子さんは全部感じなんだろうかと点拡大を続け、今の全ての拠点の活動は軌道に乗って居ます。此れ等は我々、理事・幹事や会主宰者のみならず、各支援者であられる皆様のアミーゴスへの御尽力が在っての賜物とアミーゴスからは各位様へ御礼を申し上げます。一方に在り、昨年一月頃からの'コロナウイルス感染症'の猖獗は其の終結時期を知らないまま、今も'汎世界病'として政治、経済、一般市民社会、其の他に渡って著明で深い影響を与えつつあります。当会の活動も其の直接的影響を被り、今は'医療相談会'の開催を自重して居る段階です。当会の「困窮する外国籍住民への支援」成る当所の目的からしても、彼等と直接御会いして其の問題点を探ろうとする行為自体が困難な状況に在りまして、其の従来通りの再開時期に関しては随時に御知らせして行きますので皆様の若干の御辛抱の程を当会から宜しく御願い申上げる次第です。

難民問題も依然として当会には大きな解決すべき課題の一つで在り続けて居ますが、此の遂行に関しては会の担当者が適宜に支援させて頂いて居る状況です。此れ等の会中枢の業務遂行に当たっては一人、当会のみならず医師会、政経界等の議論等を、会全体として我々は注視すると共に、我々からも会固有の意見等を発信し続けなければいけないと当会及び私は考えて居ます。こうした現時点では'コロナ感染症事件'にて頓挫させざるを得ない会行事等へは、当会に依る可及的に早急な再会は勿論ですが、皆様各位様への有効な代替案等を適宜に発信して行きたいと当会は考えて居ます。何れにしても、各支援者の方には'アミーゴス'、当会の設立意思=「困窮する外国籍住民への支援」を念頭に更なる精神的、物質的、社会的な御支援を当会からは宜しく御願い申上げる次第です。各支援者の方からの昨年迄の御厚意に満ちた御協力や御支援に対して当会からは厚く心からの深謝を申し上げ、同時に貴方様の本年及び来年以降の御多幸を祈念致し当会からの'事業報告書'発刊に際しての御喜びと御挨拶に代えさせて頂きます。

2023 年度 事業 報告 書

(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)

<社 会 の 背 景>

2022 年の在留外国人は 307 万 5,213 人、当会の支援する地域内における外国人労働者数は、東京都 62 万 7,183 人、千葉県 19 万 2,443 人、茨城県 8 万 5,858 人、栃木県 4 万 8,430 人、群馬県 7 万 0,317 人、埼玉県 22 万 1,835 人、合計 1,24 万 6,066 人 (1,18 万 5,320 人) でした。

法務省の入国管理局のデータでは、非正規滞在者（オーバーステイ）は 7 万 0,491 人、仮放免者数は 4,671 人でした。

医療相談会活動は自粛の波からウイズ・コロナへと変化し活動は自立して 2 回おこないました。

1. 医療相談会と報告会

1. 第 66 回 医療相談会

6 月 4 日 (日) 10 時～14 時

場 所 太田公民館東別館 太田市東本町 53-20

費 用 無 料 (予約 60 名)

受診者

当日健康相談会

・ 歯 科 ・ 小児科 ・ 精神科 ・ 婦人科 胸部 X 線 ・ 血圧 ・ 血液検査 ・ 子宮頸ガン

費用 無料

・ 通訳者有 (英語、フランス語、ミャンマー語他)

・ 結果説明は別途報告書を郵送にて知らせます。

・ 交通費支給

法律相談 弁護士による無料の法律相談

衣類支援、食糧支援、昼食支援、

生活支援 一世帯 5,000 円支給 60 人

写真

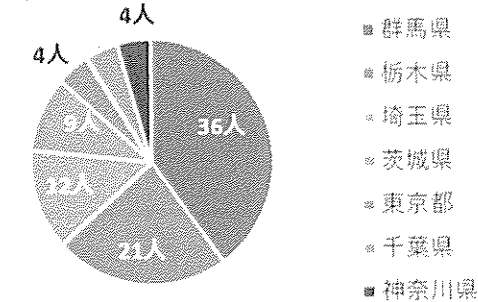


第65回医療相談会 2023年6月4日

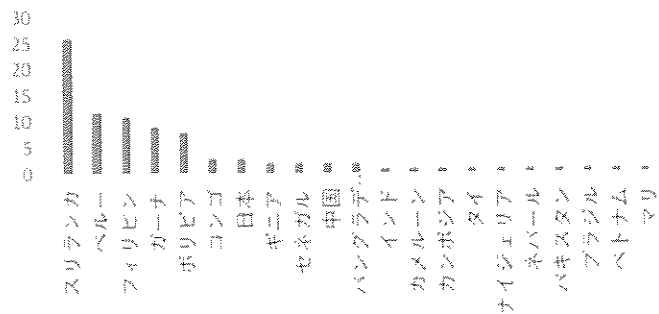
○基本情報

開催地	参加者数	受診者数	男性：女性
群馬県・太田	90	86	60%：40%

都道府県別受診者数



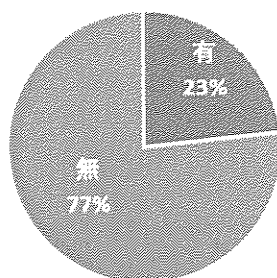
受診者国別人数



○社会福祉的分析

保険証 不所持率	仮放免者率	在留資格の 無い人の割合
77%	40%	60%

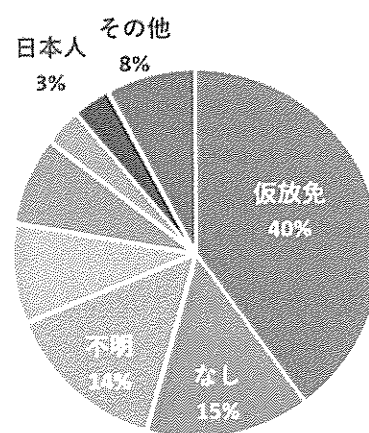
保険証の有無



オーバーステイ

永住者 8%
定住者 9%

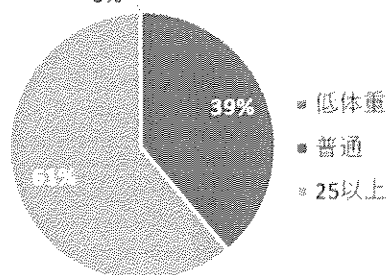
在留資格別割合



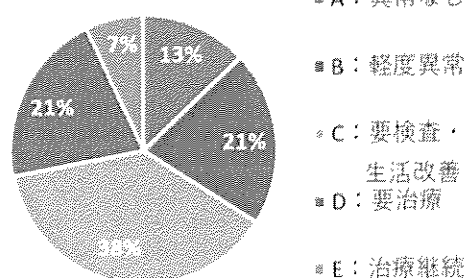
○検査結果

肥満率 BMI ≧ 25		糖尿病率 HbA1c ≧ 6.3		高血圧率 DBP ≧ 90, SBP ≧ 140		脂質異常率 HDL < 40, LDL ≧ 120		中性脂肪率 ♂: ≦ 39, 235 ≦ ♀: ≦ 29, 118 ≦		生活習慣病保有率	
全体	仮放免	全体	仮放免	全体	仮放免	全体	仮放免	全体	仮放免	全体	仮放免
61%	57%	10%	11%	29%	26%	46%	54%	29%	20%	88%	86%
紹介状 発行率	総合判定 A: 異常なし B: 軽度異常 C: 要検査・生活改善 D: 要治療 E: 治療継続										
	40%	13%	21%	38%	21%	7%					

肥満率



総合判定



2. 医療相談会

実施日：2023 年 12 月 10 日（日）10：00～14：00

（１）相談会の名称 … 第 66 回 医療相談会

（２）開催場所 …カトリック友部教会イエズス・マリア聖心会修道院

〒309-1738 茨城県笠間市大田町 1071

当日健康相談会

- ・ 歯 科 ・ 小児科 ・ 精神科 ・ 婦人科 胸部 X 線 ・ 血圧 ・ 血液検査・子宮頸ガン
- 費用 無料
- ・ 通訳者有（英語、フランス語、ミャンマー語他）
- ・ 結果説明は別途報告書を郵送にて知らせます。
- ・ 交通費支給

法律相談 弁護士による無料の法律相談

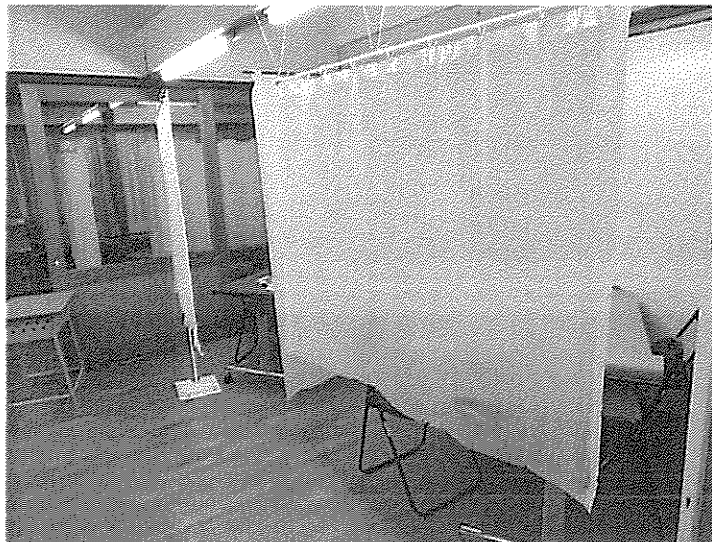
衣類支援、食糧支援、昼食支援、

生活支援 一世帯 5,000 円支給 60 人

<コロナ対策として以下の項目を受付票に記載して確認した。>

- ・ 37.0 度以上の発熱はありません。・ 風邪症状はありません。
- ・ だるさや息苦しさはありません。
- ・ 匂いや味がわかりません・同居している方に上記 4 点はありません。
- ・ 過去 14 日以内に海外旅行をしていません。
- ・ 過去 14 日以内に身内で 50 人以上が集まるイベントに参加していません。
- ・ 過去 14 日以内に新型コロナウイルス感染症を発熱した方との接触はありません。

写真

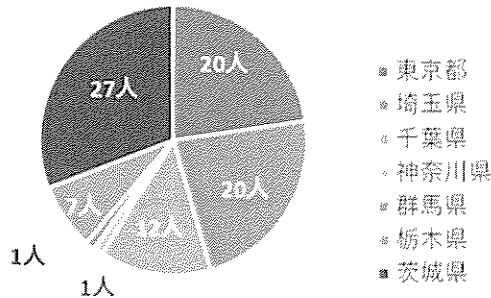


第66回医療相談会 2023年12月10日

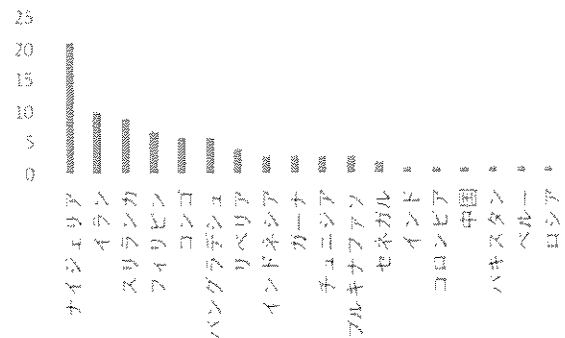
○基本情報

開催地	参加者数	受診者数	男性：女性
茨城県・友部	88	73	66%：34%

都道府県別受診者数



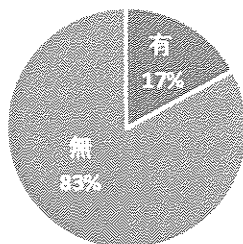
受診者国別人数



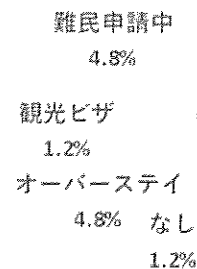
○社会福祉的分析

保険証 不所持率	仮放免者率	在留資格の 無い人の割合
77%	60%	70%

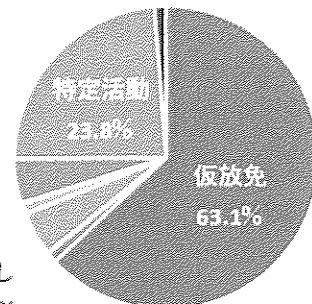
保険証の有無



在留資格別割合



短期滞在

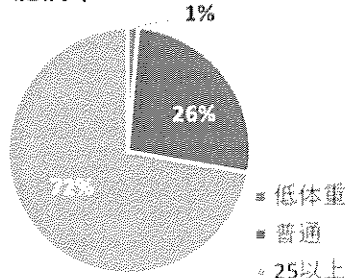


○検査結果

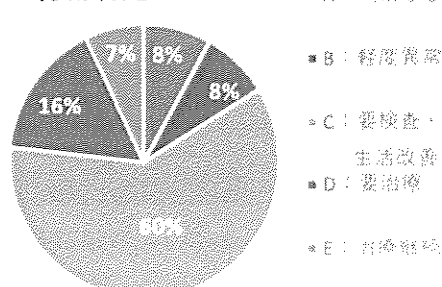
肥満率		糖尿病率		高血圧率		脂質異常率		中性脂肪率		生活習慣病保有率	
BMI ≧ 25		HbA1c ≧ 6.3		DBP ≧ 90, SBP ≧ 140		HDL < 40, LDL ≧ 120		♂: ≧ 39,235 ≦ ♀: ≧ 29,118 ≦			
全体	仮放免	全体	仮放免	全体	仮放免	全体	仮放免	全体	仮放免	全体	仮放免
70%	69%	4%	9%	32%	33%	47%	54%	18%	23%	71%	93%

紹介状 発行率	総合判定				
	A: 異常なし B: 軽度異常 C: 要検査・生活改善 D: 要治療 E: 治療継続				
	41%	8%	8%	60%	16%

肥満率



総合判定



特集 医療相談会結果比較分析

2023年に実施した3回の医療相談会の結果データを整理し、比較した内容を表・グラフにまとめました。

	○基本情報				○地理的分析				○社会福祉的分析	
	開催地	参加者数	受診者数	男性:女性	開催県内居住率	開催地を除く最多居住地	最多国籍	最多地域	保険証不所持率	仮放免者率
第64回	埼玉県・川口	71	71	37%:63%	60%	東京	トルコ	東南アジア	73%	63%
第65回	群馬県・太田	90	86	60%:40%	40%	栃木	スリランカ	南アジア	77%	40%
第66回	茨城県・友部	88	73	66%:34%	31%	東京・埼玉	ナイジェリア	アフリカ西部	77%	60%

図1 参加者数と受診者数の推移

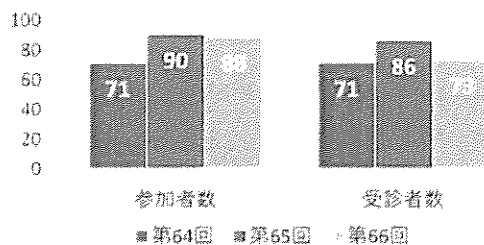


図2 都道府県別人数推移

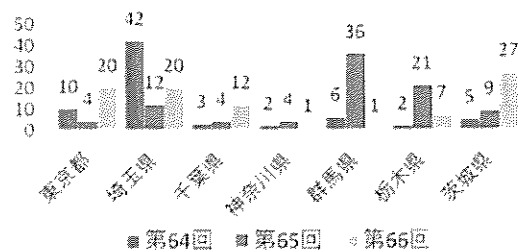


表1 国別受診者数

	第64回	第65回	第66回
1位	トルコ 16	スリランカ 26	ナイジェリア 21
2位	タイ 11	ペルー 12	イラン 10
3位	ガーナ 8	フィリピン 11	スリランカ 9

表2 地域別受診者数

	第64回	第65回	第66回
1位	東南アジア 24	南アジア 30	アフリカ西部 33
2位	アフリカ西部 21	南アメリカ 21	南アジア 17
3位	西アジア 16	アフリカ西部 16	東南アジア 10

図3 受診者における男女比率推移

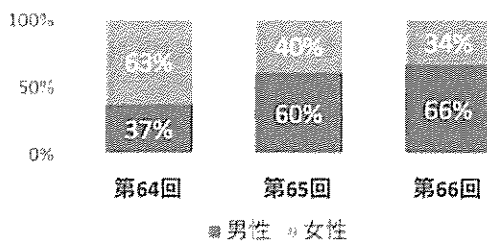


図4 在留資格の無い人の割合

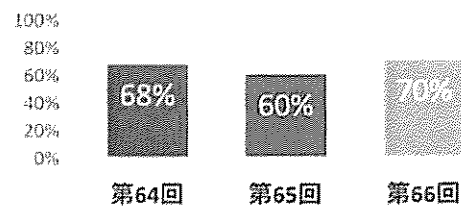


図5 在留資格別人数推移

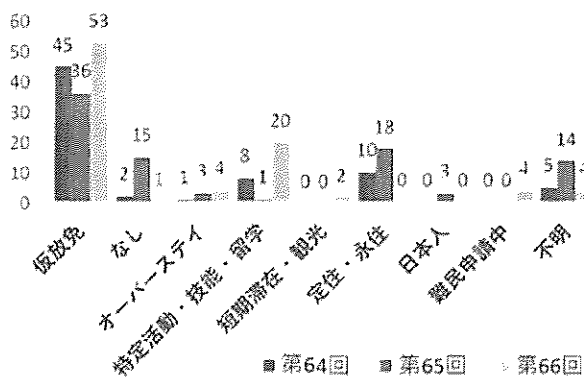
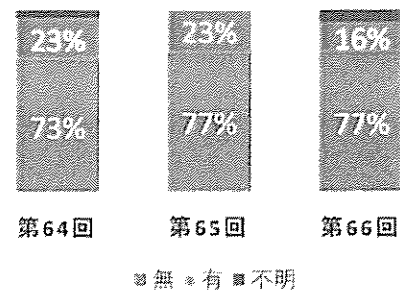


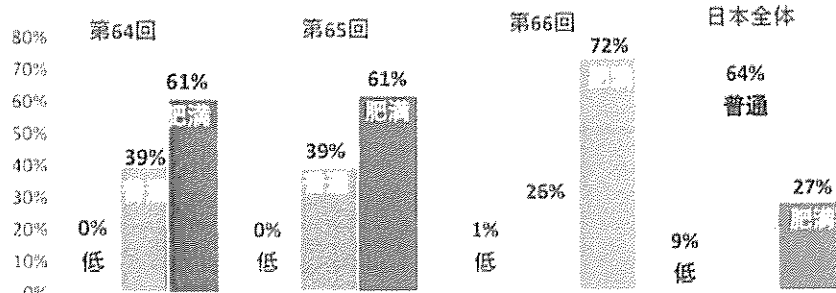
図6 保険証保有率推移



○検査結果

肥満率		糖尿病率		高血圧率		脂質異常率		中性脂肪率		生活習慣病保有率		紹介状発行率	総合判定				
BMI ≥ 25		HbA1c ≥ 6.3		DBP ≥ 90 , SBP ≥ 140		HDL < 40 , LDL ≥ 120		$\geq 1539, 235 \leq$ $\leq 29, 118 \leq$					A:異常なし	B:軽度異常	C:検査値・ 生活改善	D:要治療	E:治療継続
全体	仮放免	全体	仮放免	全体	仮放免	全体	仮放免	全体	仮放免	全体	仮放免						
61%	71%	23%	27%	20%	20%	46%	33%	10%	16%	72%	82%	52%	1%	14%	34%	39%	11%
61%	57%	10%	11%	29%	26%	46%	54%	29%	20%	38%	86%	40%	13%	21%	38%	21%	7%
70%	69%	4%	9%	32%	33%	47%	54%	18%	23%	71%	93%	41%	8%	8%	60%	16%	7%

図7 肥満度判定比率推移



日本全体有所見率 2020年度 日本健診財団事業年報より	
肥満率 BMI ≥ 25	26.9%
糖代謝異常 HbA1c ≥ 6.3	8.3%
高血圧率 DBP ≥ 90 , SBP ≥ 140	19.2%
脂質代謝異常 HDL < 40 , LDL ≥ 120	43.4%

2020年度 日本健診財団事業年報より

図8 糖尿病率推移

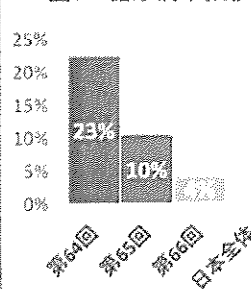


図9 高血圧率推移

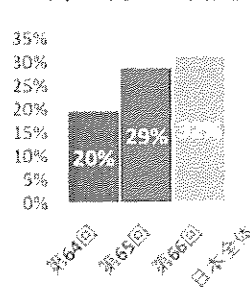


図10 脂質異常率推移

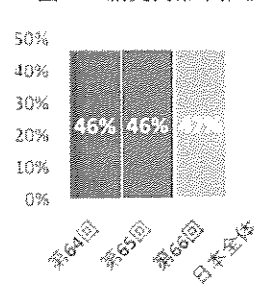


図11 中性脂肪率推移

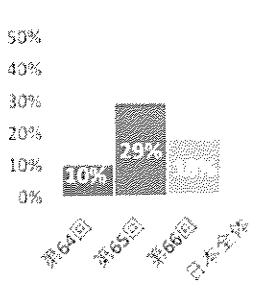


図12 生活習慣病保有率推移

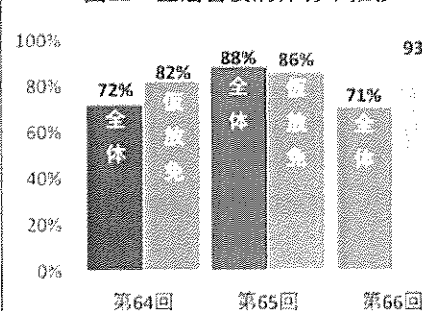


図13 紹介状発行率推移

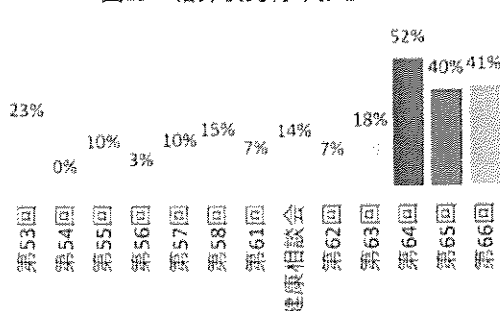
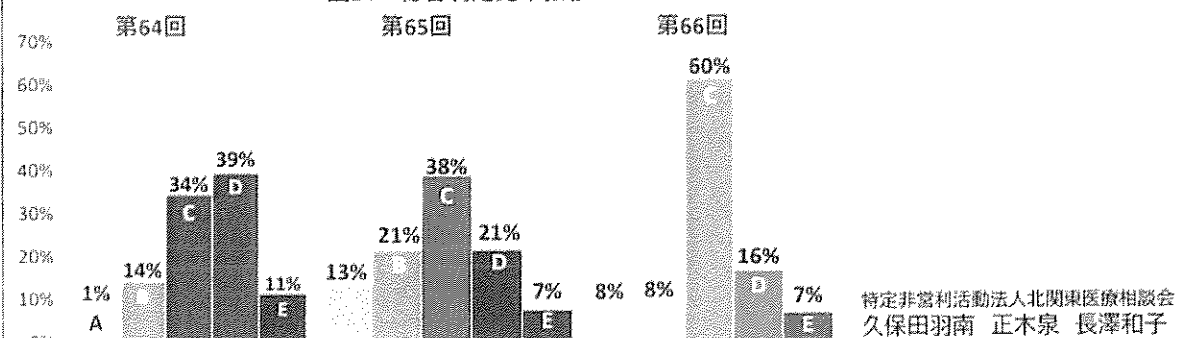


図14 総合判定比率推移



特定非営利活動法人北関東医療相談会
久保田羽南 正木泉 長澤和子

第 65 回・第 66 回医療相談会において検査結果の総合判定で CDE となった人の割合は 66%と 83%である。これには生活習慣が大きく影響していると考えられる。

食事面ではまず、就労できないためお金がなく、手に入れられる食品は低価格で高エネルギーで腹持ちの良い高脂質・糖質のことが多い。また、フードバンク等に頼る場合、提供される食品は高脂質・糖質のものが主でお菓子が多くを占めており、食物繊維やビタミンが少ない。このようなバランスの悪い食生活は、高血圧や高血糖、便秘などの身体症状として現れる。2022 年に発表された「生きていけない一追い詰められる仮放免者」の調査結果によると、仮放免者の一日の食事回数は 1 回が 16%、2 回が 60%であり、推奨されている一日三食を満たしている人は少ない。また食べられる機会に食べられるだけ食べていることも推測される。そのため栄養状態の悪化や血糖値の不安定が生じ、脂質異常や高血糖などが引き起こされる。

運動面では、就労できないため日中の決まった活動がないうえに、特に仮放免者は日中に不必要に出歩くと不審に思われるために外出を控えてしまう傾向がある。そのような日々の活動量不足が、肥満や便秘を引き起こすと考えられる。

これらの食事や運動の状態が高血圧・糖尿病・高脂血症などを引き起こし、紹介状発行率 40%、仮放免者の生活習慣病保有率約 90%という結果となっている。つまりこれらの生活を改善しない限り、仮放免者の健康が実現することは難しいだろう。まずは、食生活のバランス改善や日々の活動量の増加を促進することが重要である。

悪い生活状態に留め置かれた仮放免者は、この悪循環から自力で脱出することは現実的ではない。だからこそ我々は仮放免者の生活実態を把握し、健康へと導くための的確な支援を提供していく。

「理想郷」

- ① 野菜の確保、運動量の増加、メンタルの改善を目的とした農作業の提供
- ② 各県・市に拠点を置いて、運動した分だけ野菜・豆腐・米などを配布



2.個別医療支援

表1	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
前年度末仮放免者数（人）	5,781	5,910	4,671	-
健康診断会	1 回	1 回	2 回	2 回
健康相談会受診者	48	102	80 人	178 人
個別医療支援件数	-	-	-	117 人
主たる病気	1. 癌（年間 9 件）：大腸癌、すい臓癌（2 件）、子宮癌、卵巣癌、肺癌、子宮頸癌、腎臓癌、乳癌（転移） 2.外科的：膝痛他	1.癌：卵巣癌、悪性黒色腫、 2.アルコール性肝炎 3.糖尿病、鬱病	子宮筋腫（手術 2 名） ネフローゼ症候群、 出産支援（3 件） 帝王切開、難病、 狭心症、 住血吸虫、 急性虫垂炎 他	大腸がん、 整形外科手術（骨折） 心臓カテーテル再手術 出産支援 3 件、狭心症、腎臓、精神科（15 人）
医療費	531 万 1 千円	1,226 万 6 千円	1307 万 3 千円	1058 万 6 千円
前年比（%）	192.7	230.9	106.5	81%
内容	大腸癌→無料低額診療及び在留特別許可 乳癌→在留特別許可 国保適用 肺癌→在留特別許可 生活保護適用。	卵巣癌 在留特別許可申請→国民健康保険加入 アルコール性肝炎 胆嚢結石 無料低額診療で対応	難病（左心低形成症候群、ネフローゼ）の申請 心臓病（心房細動 2 件、狭心症、労作性狭心症）支援 糖尿病、	病院 94ヶ所 薬局 69ヶ所 延べ受診回数 613 回
生活支援（食糧）	246 万 5 千円	279 万 4 千円	374 万千円	392 万千円
前年比（%）	756.1	113.3	133.8%	104.8%
家 賃	165 万 8 千円	562 万 9 千円	200 万 3 千円	501 万 9 千円
前年比（%）	-	339.5	35.5%	250.5
郵送費	227 万 6 千円	112 万 3 千円	294 万 9 千円	246 万 1 千円
前年比（%）	1,507%	49.3%	262.6%	83.4
旅費交通費	202 万 8 千円	216 万 4 千円	205 万 8 千円	166 万 5 千円
前年比（%）	70.3	106.7	95.1	80.9
合計	1,373 万 8 千円	2,397 万 6 千円	2,931 万 0 千円	2,365 万 1 千円
前年比（%）	229.9	174.5	122.2	80.69

仮放免者の支援は表の通りです。2023 年の健康相談会はコロナ禍の後遺症で 2 回受診者 178 人その他 117 人の個別医療支援をおこないました。

2023 年の医療相談でかかった費用は 1058 万 5 千円でした 2 回の健康診断会では 260 万円かかりました。2023 年の健康診断会 65 回、66 回のデータは報告とおりです。

特に目立つのが、社会福祉的分析で保険証を持たない人が多かったことです。総合判定にも C、D、E 判定は全体の 65% を占めました。初めて実施した茨城県友部教会では総合判定 C、D、E の合計は 83% となり至急の改善をしなければ生命の危機を感じます。中でもアフリカ系の方の病気は、心臓病系統が多く現在も経過観察で注意をしているところです。

2023 年の無料健康診断会は 2 回おこないました。個別医療相談は、80 件でした。手術に関わる支援は 2 件 120 万円、受診した病院は 113 ケ所、薬局は 60 ケ所でした。

① 足を骨折した南米女性

国籍 グアテマラ 女 50 代

疾病名 足の骨折 当会支援：80 万円

2023 年 11 月、入管施設の公衆電話から支援要請、本人は新宿歌舞伎町で生活していました。家賃、生活費は長女からの支援。地下のレストランにおいて階段で転んで右足を骨折しました。本人は近くの整形外科に行き訴えたが保険証がないことで包帯を巻いただけで断られました。翌日、自力で品川入管に行きそこで当会を知っている仮放免者を通じて支援要請がありました。

その後、無料定額診療の病院に行き、診察をおこない全体で 150 万円の手術費と当会が 80 万円を支援することで治療しました。

② スリランカ女性（仮放免者） 2022 度からてんかん発作で支援。昨年度は 2 回発作があり、当地の済生会病院に紹介し、夏ごろから無料で薬を継続的に処方できる体制を整えることができた。

③ コンゴ民主共和国男性（仮放免者） 昨年度からの継続で宇都宮済生会病院で 1~2 か月に 1 回、糖尿病の検査。薬は当会負担。

④ ガーナ男性（仮放免） 膝・腕の痛み、歯科の問題で浴風会病院で治療。血圧と鼻炎を武蔵野療園病院で無低で継続診療。

⑤ チリ男性（仮放免者）膝の痛みで、定期的な治療や処方が必要。友人支援でも払い切れず、済生会病院に無低診療を依頼。

⑥ スリランカ子供（5 才、仮放免者）ぜんそくで治療。秋に発作で救急搬送、入院。済生会病院で処方を継続。

⑦ ミャンマー男性（在特・仕事できず）不整脈でアブレーション手術。東大病院。高額医療限度額分を当会負担。

- ⑧ ウガンダ女子高校生（仮放免）帰宅の電車で意識失う。2か月後に三井記念病院で無低で検査。時間が経っており、てんかんと断定する材料はないが、子どもの頃、再三失神していたのに医師に診てもらえなかったのはてんかんの可能性大とのこと。年齢とともに改善されるとも。
- ⑨ セネガル女性（短期滞在）7月に出産のため、赤十字病院へ。8月に近くの病院で出産。直前に在特が得られ、当会負担は出産予約費のみ。
- ⑩ マリ男性（仮放免者） 股関節の骨が一部破損。江戸川メディカルプラザでヒアルロン酸を注入2回、7月と3月。
- ⑪ カメルーン女性（短期滞在、来日半年）国で軍に殴られたあとの歯の治療と頭髮問題で、協同歯科と埼玉協同病院で一部当会負担で治療。
- ⑫ ミャンマー男性（在留許可あり、仕事できず） 高血圧と糖尿病の治療を無低で継続、9月に動悸のため2回目のカテーテル冠動脈手術、高額医療自己負担分を当会負担。
- ⑬ カメルーン女性（仮放免者）子宮繊維腫と心臓肥大で、度々救急搬送。心臓については済生会病院に紹介、継続受診。
- ⑭ セネガル女性（短期滞在）来日1か月で妊娠8か月でどこの病院も診てくれないとの連絡があり、つくろい東京ファンドの武石さんの紹介でようやく病院で診察。その後、予定より1か月早く帝王切開で出産。
- ⑮ カメルーン人男性、当会に電話で「気持ちが悪い」と訴えるも遠距離なので本人の住所地から協力病院に連絡し診察を受けるも、血圧が250と高くその場で埼玉協同病院に行くことになりました。結果として腎臓病で透析の治療開始。
- ⑯ ①Sさん フィリピン人女性 短期滞在 精神科と耳鼻科
 - ・夫からのDVを受け、逃げる過程で配偶者ビザを失い短期滞在に。
 - ・DVでメンタルヘルスを害し、精神科受診。自立支援医療で1割負担。
 - ・副鼻腔炎の疑いがあり耳鼻科受診。医師と看護師とソーシャルワーカーと連携して、できる限り費用の掛からない治療を行うことができた。
- ⑰ Gさん フィリピン人で性的マイノリティの方 仮放免者 精神科
 - ・来日30年程度。ダンサーとして働いていた。オーバーステイで仮放免に。
 - ・性的マイノリティであることや仮放免の苦勞で精神科受診。自立支援医療で1割負担。
- ⑱ ・冷房危惧がない木造アパートで暮らしており熱中症の恐れがあったので、他団体と連携して冷房設置。
- ⑲ Kさん バングラデシュ人男性 仮放免 精神科

- ・留学生として来日したが、うまく更新できずオーバーステイ、仮放免に。
- ・内科や呼吸器に関する症状を訴えており、受診調整をしていたが、抑うつ状態が続き、なかなか受診に繋がらなかった。友部の医療相談会で精神科医につながる事ができた。他団体と連携して家賃支援と食料支援も行った。
- ・難民認定申請の相談もあり、調整をしていたが、抑うつ状態が続き話が進まず、ある時、収容され、数日後に退去強制された。消息は不明。

⑩ Sさん パキスタン人男性 仮放免 精神科と感染症科

- ・妻と2人暮らし。短期滞在で来日後、長らくオーバーステイと仮放免の生活。30年程度。
- ・抑うつが強く精神科受診。梅毒の罹患歴があり悪化したかもしれないとの相談。感染症に詳しい医師に相談し、状況としてそのままでも問題ないが、本人の気持ちの問題として一度受診したほうが良いだろうということで、クリニックを紹介してもらい受診。丁寧に説明を受け終了。他団体と連携して家賃支援と食料支援も行った。

⑪ Fさん ナイジェリア人男性 仮放免 感染症科

- ・空港で難民認定申請を行い、そのまま2年間収容。仮放免に。
- ・男性器に強い痛みなどが生じ相談があった。英語の話せる医師のいるクリニックにつながる事ができ、治療を開始。小康状態。他団体と連携して家賃支援と食料支援も行った。

⑫ Aさん バングラデシュ人男性 仮放免 内科と耳鼻科

- ・妻と日本生まれの子供2人と暮らしている。留学ビザのあと就労ビザに切替。しかし、他人のパスポートで来日していたので失効。仮放免に。日本生まれの子供がいるので帰れないと考え長らく仮放免の生活。
- ・難病の潰瘍性大腸炎の治療をしているが、お金がなく治療できないということで支援開始。そのほか耳鼻科の問題もあり支援。
- ・他団体と連携して子どもの教育支援を行った。その最中、妻と子供2人に在留許可が出た。夫は仮放免のまま。難病治療のための告示外医療特活の申請を考えている。

【新型コロナ対策】

「誰も 忘れてはいけないために」新型コロナによるパンデミックは、2年を過ぎて病気は変異体を繰り返して現在にいたりました。2023年度はマスクのみと送っています。

【食糧支援】

2021年4月には45世帯ほどであったが2022年1月では80世帯を超え、2023年4月には150世帯と今後も増えていくと予想されていました。

テレフォンカードについても一年に一度SNSを通じて集めているが貴重な支援品でもあります。

生活物資は、食糧支援は、397万円140世帯に配布しました。金額は昨年一気に増えているが今期も前年と同様の状態が続いている。

事業報告書：仮放免者と住居

大澤優真

人権問題としての「Karihomensha」

就労し収入を得ることも社会保障制度を利用することも認められず、困窮状態に留め置かれている仮放免者の現実が人の目に触れることは少なかったが、コロナ禍以降、マスメディアによって仮放免者の状況について報道されることが増え、その実態が知られるようになってきた。その一方で、それらは個別事例の報告にとどまり、困窮する仮放免者の全体像を示す調査は存在しなかった。そこで、北関東医療相談会はこの状況を明らかにするために「仮放免者生活実態調査（以下、仮放免者調査という）」を行い、その結果を2022年3月に発表した。ここでは、仮放免者の87%が20代から50代の働ける年齢層とみなされうる人たちであるということ。また、仮放免者は他の外国人と比べて滞在年数が長いということが明らかになった。さらに、生活が苦しいと答えた人が89%、食料の確保が困難な人が65%、食事を1日2食に制限している人が60%、1日1食の人が16%であった。家賃滞納をしている人が40%、ガス水光熱費を滞納している人が35%。経済的理由により医療を受けられない人が84%。年収0円の人が70%。借金がある人が66%などが明らかになった。同調査を通じて仮放免者が文字通り「生きていけない」状況にあることを明らかにした。

その後、同年10月に国連自由権規約委員会で同調査結果を報告し、11月に発表された「総括所見」において、国連は日本政府に対して「在留資格又はビザを失い、就労や収入を得る選択肢を与えられない『仮放免』により（収容施設から）出された人々である『Karihomensha』の不安定な状況に関する憂慮すべき諸報告について、引き続き懸念する。…締約国は…『仮放免』中の移民に対して必要な支援を提供し、収入を得るための活動に従事する機会の確立を検討」すべきと勧告した（日本弁護士連合会仮訳）。これは国連において「Karihomensha」問題が人権問題とみなされるようになったと言ってよいだろう。

仮放免者生活実態調査とその後

その一方で、国連勧告後も仮放免者を取り巻く制度的状況は変わらず、仮放免者の生活状況は悪化の一途をたどっている。今年6月に改定入管法が施行される。改定入管法に仮放免者の生活保障についての記載はなく、入管法が改定されようがされまいが仮放免者の苦境は変わらない。そのような状況下において、北関東医療相談会など支援団体のもとには「家を失いそうです」「ホームレス生活をしていきます、助けてください」といった待ったなしの急を要する相談が日々相次いで押し寄せている。すべて支援団体の持ち出しで行っているシェルターは満室であり、行き先がないので空き室が出ることもない。路上生活にならないように滞納家賃・光熱水費支援をするが1月5万円程度の援助を何人も何年も続けていく余裕は支援団体にはない。結果として仮放免者からの悲痛な懇願を断ることになる。どうにかしたいがどうにもならない。救えない人が多すぎる。

そこで、2023年12月、北関東医療相談会・ビッグイシュー基金・つくろい東京ファンドの3団体はデータでもってこの現実を多くの人に知ってもらうために「仮放免者住居調査」を行った。本調査は日本で初めて「仮放免者と住居」に関する詳細な結果を示した。さらに、この調査結果を踏まえて、国土交通省と東京都に現状改善のための申し入れも行った。それら要望書は本報告書にも掲載している。本報告書はつくろい東京ファンドのウェブサイトに記載している。以下にその概略を示す。

仮放免者住居調査 —5人に1人が路上生活の経験—

仮放免者住居調査は、対象地域を日本全国、調査時期を2023年8月から12月、この時期に仮放免状態である者を対象とした。調査方法、調査対象者の選定方法は仮放免者調査と同様である。調査票は日本語、英語、フランス語、トルコ語の4言語対応とした。550件に郵送し、回収数は146件（26.5%）であった。46件（8.4%）は送達先不明で調査票が返送された。なお、2022年末現在の仮放免者は4671人であり調査に回答した仮放免者は仮放免者全体の3.1%であった。

調査回答者の年齢は、20代から50代が全体の86%であった。調査回答者の性別は、男性74%、女性25%、その他1%であった。調査回答者の日本滞在年数は、5年以上の滞在年数の者は85%、10年以上の者は66%、20年以上の者は39%、30年以上の者は23%であった。また、調査回答者のうち85%が難民認定申請を行っており、31%が17歳以下の子どもと同居していると答えた。

家賃の負担感については91%がとても苦しい・苦しいと答え、46%が現に家賃滞納をしている、66%が過去に家賃滞納の経験があると答えた。水光熱費の負担感については86%がとても苦しい・苦しいと答え、40%が現に滞納をしている、63%が過去に滞納の経験があると答えた。また、住居の確保について70%がとても大変・大変と答えた。調査回答者の家賃の支払い方法は、親戚親族・友達からもらう、借金をする、支援者・支援団体からもらうと答えた者が多かった。調査回答者が暮らす住居の所有者は、本人29%、家族18%、友人（同居）9%、友人（非同居）24%、支援者・支援団体が提供する住居16%、教会・モスク1%、ホテル・ネットカフェ1%、路上1%、その他1%であり、53%が本人や家族以外の者が所有する住居で暮らしていた。住居の維持については74%が維持できないかもしれない・すでに住居を失っている・わからないと答えた。さらに、21%が過去に家賃を支払えずに住居を失った経験があり、22%が過去に路上生活をした経験があると答えた。

仮放免者住居調査は、仮放免者調査を踏まえて住居に焦点を当てた調査であり、仮放免者が住居の確保や維持に困難さを抱え、住居を失っていく過程を明らかにすることができた。すなわち、仮放免者の多くが家賃等の負担に困難を感じ、4割程度が現に家賃等の滞納をし、6割程度に家賃等の滞納経験が

あった。この結果は 2022 年に発表した仮放免者調査とさほど変化しておらず、仮放免者の住居の困窮状況は改善していないことがわかる。また、こうした状況に対して、多くの仮放免者は親戚・親族・友人・支援者・支援団体から援助を受けたり借金をすることで滞納家賃等の解消を図っていた。さらに、仮放免者の 5 割程度が本人や家族以外が所有する住居で暮らしていたが、この背景には仮放免者は住民票など身分証を持つことができず賃貸借等の契約が困難であることが推察される。このように仮放免者は家賃が払えないということ、本人や家族が所有しない住居で暮らすという二重の意味で不安定な住環境に置かれている。かつ、2 割程度が住居を失い路上生活を経験していることも明らかになった。仮放免者住居調査の回答者は仮放免者調査の回答者と類似しており、加えて、難民認定申請を行っている者が多く、3 割程度が同居する未成年の子どもがいると答えた。このような属性にある者がホームレス状態になるリスクを抱えているのである。

住まいは人権である。本調査を契機として、国籍や在留資格の有無を問わずすべての人に安心安全な住まいが保障される社会になることを願ってやまない。

【シェルター事業】

2023 年のシェルター事業は、高崎は現状維持でした。3 人の男性の生活についてどうすべきかという点では見直しを考えています。一人は、イスラム教徒で、市中のホームレスのおじさんと仲が良く高崎駅の連絡通路でよく宴会をしていると警察の方から連絡があります。

本人に確認するとそのとおりだと言います。もっとも日本に来て 30 年、仮放免者前から働いて警察に捕まり入管に収容され出てくれば仮放免になっていたわけで、気持ちの中では本人は悪くはないと思っているのです。昨年末ひとりのホームレス仲間が亡くなりました。そのときは一晩壁を叩いて泣いていたようで周りの部屋から迷惑だと言われ続けました。

シェルター事業は三部屋で男性専用、その他に一部屋緊急用にあります。ベトナム人やカンボジア人の技能実習生の駆け込み部屋になっていて概ね管理会社と裁判をしている期間を貸します。

杉戸町にあるシェルターは、女性専用のシェルターで現在一人入居しています。もう一部屋緊急用にとってあり今後の展開では部屋数を増やしたいと思います。

3. 社会教育事業

1. 2023 年入管法改定 国会参考人として参議院で発表

特定非営利活動法人北関東医療相談会
事務局長 長澤正隆

【仮放免者の実情】

北関東医療相談会またはアミゴスの事務局長としてお話しします長澤正隆です。私たちは 25 年以上、東京及び北関東で「困窮する外国人支援」をしてきました。今日は、「仮放免」の状態に置かれている外国人の状況についてお話しします。

1. 【活動の紹介】

私たちの活動は、1997 年 6 月に群馬県伊勢崎市から始まりました。きっかけはオーバースティのフィリピン人男性が胃がんの治療で開腹手術しましたが手が付けられず死亡したからです。以来 64 回合計 3207 人の生活困窮した外国人の健康診断と生活支援を行いました。



私たちの支援は、「すべての人が健康と平和な生活ができる共生社会の実現をめざし、特に外国籍・生活困窮者の為の保健、医療又は福祉の増進を図る活動」とし「健康診断を中心とした支援する活動」を行います。一般的な成人病の健診方法にのっとり、「普段、受診する機会の少ない貧困者に結核、成人病などの健康診断を受ける機会を提供し、胸部 X 線、検尿、血圧、血液検査、医師との診察、歯科検診、希望者には心電図、婦人科健診を行います。また通訳支援者、弁護士相談、家賃相談、女性相談、食糧支援、中古衣類」の支援を行います。

2. 【生活困窮した外国人の現状】

生活困窮した外国人の特徴は、「①在留資格が無い、②現金が無い、③健康保険を含めた社会的資源に繋がっていない、④言語困窮者、⑤支援体制」が整っていません。

取り分け仮放免者は、入管から「働いてはいけない」、「行動の制限」があることによってこれらの特徴は際立ちます。在留資格がないということは住民票がつくれず住宅を借りる

ことに制限があります。

よって受診対象者には①受診費用の無料 ②交通費支給 ③無料法律相談及び病院紹介 ④治療費は一部負担（上限 5 万円） ⑤食糧支援 ⑥無料低額診療の病院の紹介 ⑦ 治療費が無くても診察可能な病院の紹介をします。

3.【個別医療支援活動】

個別医療支援活動は、健康診断会と電話相談支援要請が来る外国人の支援を行っています。2020 年からは非正規滞在者の出産についての相談も含めました。県によっては入院助産制度をしていないとホームページに書いてあったからです。

2022 年度は、80 人の生活困窮した外国籍住民から問い合わせを受けました。

主な病気は、①腎臓病（ネフローゼ）、②出産支援 母親：帝王切開 子：左心低形成症候群（難病）、③住血吸虫による心臓病 ④急性虫垂炎 ⑤子宮筋腫 2 件、⑥狭心症 心臓ステント手術 ⑦肺がんの支援 ⑧心房細動 2 件 ⑨食道がん手術 ⑩30 年に渡る耳の外傷性の難聴、その他糖尿病 高血圧

<「在留資格と癌」という象徴的な出来事>

① 神奈川県に在住のカメルーン人女性リリンデス・マイさんは仮放免者でした。2018 年に乳癌と診断され、2020 年 10 月末期の乳がん患者となりました。家賃が払えずホームレスとなり、当会に支援要請され 11 月礼拝会の施設で収容されました。その後聖ヨゼフ会桜町病院で末期を迎えます。2020 年 11 月末に在特を申請し数度交渉し、21 年 1 月 7 日によろやく出すという連絡があり 1 月 21 日弁護士に在特がおりた連絡がありました。しかし本人に在留カードが届いたのは 2021 年 1 月 23 日午前 10 時。亡くなったのは午前 6 時 25 分、死亡後 3 時間経過でした。

2021 年 2 月、南アジアの女性は卵巣がんステージⅢ、在特申請し都内で手術後、在特が認められ抗ガン治療 6 回を受け回復しました。

このことからマイさんの事例は制度として確立していないと思われます。

② 出産支援 母親：帝王切開 子：左心低形成症候群（難病）の治療は、難病申請をおこないました。更に、国会議員の方にも理解をいただき入管に申請しました。その結果親子で仮滞在という厚遇を得ました。手術もうまく行きました。振り返ってもし制度として確立していればこのように国会議員の仲介なく仮滞在の許可が得られたと思います。

つまり、入管による在特等の申請は国会議員の紹介など特別にしなければならないという事ではないかと思っています。

4.【無料低額診療の病院と外国人】

無料低額診療事業は、社会福祉法によって低所得者などに医療機関が無料または低額な料金によって診療を行う事業です。厚生労働省は、「低所得者」「要保護者」「ホームレス」「DV 被害者」「人身取引被害者」などの生計困難者が無料低額診療の対象と説明していま

す。実施者には、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられています。

無料定額診療事業によって生活困窮した外国人は随分と助けられてきました。しかし、現在の日本は日本人の生活困窮者も多く沢山日本人が来ています。

国の政策でインバウンド活用によって外国人には高い200%、300%診療費を要求する大学や国立病院も現れ、そのまま仮放免者に適用されます。

5.【国連の自由権規約と仮放免者】

当会の理事大澤優真さん、萩原芳子さんによって昨年国連で仮放免者のことを訴える機会を得ました。結果は今回の国連では初めて日本語のローマ字表記「karihoumensya」となり、世界の仮放免者の中でも際立った存在となりましたが国連の提言にさえ耳をかきません。

6 【「仮放免者」とは「生きていけない」人たちですので以下の要求をします】

- ① 日本政府から帰国すべきとされていますが難民で、母国で生命の危機に晒されるおそれがあるから帰国できませんので認めてください。
- ② 就労を認めてほしい、仮放免者には生活する手段がなく働いて収入を得ることが一切禁止されているからです。
- ③ 医療保険への加入を認めてください。
- ④ 生活保護法の活用をしてください。

7 【野党案と政府案の比較】

私たちは 独立した第三者機関「難民等保護委員会」の設置をしてください。

難民認定を行うには、専門家や有識者の方々に委員として入っていただき、客観性・透明性・納得性ある形で保護すべき方々を適切に判断してください。

対象者を現状の制度から広げ、保護すべき難民を積極的に保護し、補完的保護としての在留特別許可の在り方も取り入れてください。

収容しないことを基本に、収容期間についても上限を設けてください。

野党案では長期の非正規滞在者なども救済からこぼれ落ちないようにしたことを評価します。日本が国際社会の一員として、当然に果たすべき役割としての制度が提案されています。

現行の延長のような監理措置制度を作っても何も解決になりません。

また私たち北関東医療相談会は現状において監理人のお引き受けはできません。

こういったことから野党案を支持します。

以上

【仮放免者・難民に対する深刻な人権侵害を悪化させる入管法改悪に反対します】

わたしたちは、すでに人権侵害を引き起こしている入管法改定案が、5月9日、自民・公明・維新・国民民主などの賛成によって衆議院を通過したことに強く抗議し、廃案を求めます。

この法案は、認められることのない難民申請者を迫害の恐れがある自国への強制送還し、より死への恐怖と不安にさせ日本で築いてきた生活基盤と人間関係を奪うことになります。今日、ウィシュマ・サンダマリさんが亡くなればこの間における虐待は、入管施設における被収容者に対する非人道的扱いではありません。ウィシュマさんのDV暴力から学校に通えなくなり、「いのちの危機」に晒され適切な支援に繋がることができないままに在留資格を失いました。

今日、集まった皆様と確認しておきたいことは、

- ・低い難民認定率に改善策をとらない一方、難民申請者の送還を可能にし、迫害を受ける恐れがあるのに難民を本国に送り返すことに反対します。
- ・送還忌避罪を創設し、帰国できない事情があるため在留を希望する人に刑罰を加えるに反対します。
- ・監理措置制度により、在留資格のない外国人の監視を支援者らが引き受けない限り解放せず、無期限の長期収容制度を存続させる、ことに反対します。
- ・在留特別許可制度の縮小と、問題のある判断要素の法定で、同制度による救済を狭めることに反対します。
- ・難民の保護は、3回目の難民認定申請の審査請求で難民認定された例があることが明らかになり、3回目以降の申請者の送還を可能とする法案に反対します。
- ・国連の自由権規約委員会の勧告は「仮放免者」をローマ字に置き換えて敢えて不安定な位置づけを強調しました。即刻改正してください。

特に仮放免者は、就労や基礎的社会サービスからも排除されているために、家族やコミュニティ以外に頼る先がほとんどない状態に置かれています。

政府がなすべきことは、仮放免者・難民・移民たちを追い詰める入管法体制をいっそう強化することではありません。「法の定めは人のためにあり、人が法のためにあるものではありません。」

これら在留資格の無い外国籍住民も日本社会の平等な一員として安定した生活を築き、十分に発揮することができるようあらゆる法的・社会経済的・文化的な障壁を撤廃することこそ必要です。

以上の理由からわたしたちは、現在提出されている入管法改正案に反対し、難民移民の権利保障のための法律・施策を求めます。

2024 年 月 日

北関東医療相談会 長澤正隆

【在留許可が得られました】

★入管は、2023 年 8 月、特例措置として、条件を満たした仮放免者で、日本生まれの小中高生と親について在留を認める方針を表明、在留許可が出ています。

★A さん ベトナム人女性。娘と息子と 3 人で暮らしている。

「金型の検査をしなきゃだから今はちょっとまだアルバイト」「今は忙しくていっぱい人欲しいから、他の人も 1 週間に 2 回か 3 回、私すこし違うから毎日電話きます」

「2002 年から日本に来たので、もう 21 年です」「研修生の一年間いるから、あとはオーバーステイだったんです。でも旦那さんと結婚するので定住ビザもらいました」「旦那さんの事件あるから、旦那さんはもうビザ延長できない。もうビザは切り捨てられた入管から。もうだめですって」

「お姉ちゃんは今 13 歳で中 1 です。弟は 11 歳で小学校 5 年です」「いま娘は、歯医者さんの仕事をしたいって。弟は今スイミングに行っているからスイミングの先生になりたいって。楽しみです」「私もっと前はビザないですから…仕事もできない、保険もないだから（注：アミーゴス）いっぱい手伝ってくれたからほんとすごいありがたいです」

★B さん スリランカ人女性。夫と息子 2 人と 4 人で暮らしている。

「技能実習生としてきたの」「パパは魚の会社で働いていたけど、仕事中に右の親指の神経切っちゃって、辞めた。…国に帰れない理由があるから、パパは最初に難民申請。母は 3 年の技能実習生の期間が終わってからから難民申請した。4 年間難民申請を続けたの。それでそれ以降はもう申請ができないと言われて入管のその場で仮放免にされた。18 年から」

「私たちのお父さんが日本にいたからね」「お父さんの仕事車関係だからお金とかいっぱいもらってて助けてくれていたけど、私たちが入管でオーバーステイにされた時お父さんも一緒にオーバーステイにされちゃって、お父さんはすぐに帰りました」

「仕事。厳しかったね。在留カードないと」「家賃の事一番大変だった。5 万だから高いし、うん、すごい心配してた。でも先生たちに出会えて、2 か月でもなんとか助けてくれたから」

「子どもは学校終わりに学童に行って、私も 9 時～17 時で働けるように考えている。毎日大変だけどね」「上の子は研究者、博士。下の子は、お兄ちゃんのこと見てるからかもしれないけど、『ぼくも博士になりたい』って言う(笑)。虫のこと二人とも詳しいから」「学校の先生はね。言ってるの。『お医者さんになる』って。なんでも体の事とかも心臓・胃の事とかよく言ってるから『絶対お医者さんだよ』って(笑)」

★C さん フィリピン人女性。息子と 2 人暮らしをしている。

「1993 年にタレントとして来ました。踊る仕事です」「半年のビザをもらって。でもオーバーステイになった時に、自分のマスター悪いことをしていて、怖かったから逃げたの」

「私は東京湾に来てあちこち仕事していて、子どもができて、1996 年に捕まっちゃった。」

捕まっちゃったのは、自分の部屋に入管がトントンしたの」「それから弁護士さんがいろいろしてくれて、仮放免になったの。1996 年～2023 年までずっといろいろ助けてもらって、ビザがもらえた。子供が小学校から高校まで学校行ったから」

「息子は 16 歳です。高校 1 年生です。捕まった時は 8 歳」「アミーゴスのごはんとか、毎月のものをいろいろもらったんです。泊まる場所も助けてもらったじゃないですか……。いろいろ助かったよ」「前野球していたけど、今はなにもやってない。今は部活しない。高いからね」「だから子供は大変だから、わかってるから、もうやらなかったんです」「頑張ってたね。学校は。ビザなくてもちゃんと学校行っているんですよ。仮放免でもさ」「入管が『部活は安くないから辞めてください』って言ったからもうやらないと思うよ」「多分高校終わってから専門学校に行きます。コンピューターゲームのプログラマーがやりたいって

（この記事は、2023 年度ニュースレターで取り上げたものを短縮版で皆さまに知っていただきたく思い事業の一つとしてとりあげました。）

2023 年度の活動報告

■マスメディア

- ・ 2023 年 4 月『THE BIG ISSUE JAPAN 453 号』
「わたしの隣人、人権はどこに」
- ・ 2023 年 4 月『毎日新聞』
「生活保護と外国人 このままでは『生きていけない』」
- ・ 2023 年 5 月『赤旗』国会参考人招致
長澤正隆
- ・ 2023 年 4 月『講談社 mi-mollet』
「入管法改正・仮放免の現実」
- ・ 2023 年 5 月『朝日新聞』
「外国人の生存権、どう保障する 生活保護を利用できるのは一部だけ」
- ・ 2023 年 5 月『暮らしの手帖』
「『難民問題』とこの国のかたち」
- ・ 2023 年 6 月 上毛新聞
『医療相談会 太田会場』 長澤正隆
- ・ 2023 年 6 月 東京新聞
『苦境外国人・寄付金集めに苦勞する団体』 長澤正隆
- ・ 2023 年 12 月『HUFFPOST』
「『仮放免者の 5 人に 1 人が路上生活を経験』と調査結果。逼迫する支援の現場」
- ・ 2023 年 12 月『東京新聞』
「仮放免の外国人 2 割が『路上生活を経験』 冷たいシャワー、冷たいご飯…『尊厳を持って生きていけない』」
- ・ 2023 年 12 月『JAM THE PLANET』
「TODAY'S SPECIAL」
- ・ 2023 年 12 月『ポリタス TV』
「『仮放免者と住居』調査結果発表と国土交通省への申入れ・記者会見」
- ・ 2023 年 12 月『生活ニュースコモンズ』
「『5 人に 1 人が路上生活を経験』 仮放免の外国人 支援団体調査、国と都に支援を要望」
- ・ 2023 年 12 月『TOKYO MX 堀潤モーニング FLAG』
「“ホームレス化”する仮放免者 いま考える日本の難民問題」
- ・ 2024 年 2 月『THE BIG ISSUE JAPAN 472 号』
「生存の危機まで追い詰められ、ホームレス化する仮放免者」

■ 出版・講演

- ・2023 年 4 月、大澤優真・長澤正隆「団体紹介 特定非営利活動法人 北関東医療相談会 (AMIGOS)」『Migrants network : 移住者と連帯する全国ネットワーク・情報誌』227 号。
- ・2023 年 5 月、大澤優真「『在留資格の有無や種類』ではなく実態を踏まえた保護の適用を」『賃金と社会保障』1825 号。
- ・2023 年 5 月、大澤優真「ともに生きる仲間として 一非正規滞在の移民・難民たち 第 4 回 入管法改定案は移民・難民の『いのち・健康』を救わない」『民医連新聞』1783 号。
- ・2023 年 6 月、大澤優真「ともに生きる仲間として一非正規滞在の移民・難民たち 第 5 回 末期がん、自殺未遂…『生きていけない』仮放免者たち」『民医連新聞』1784 号。
- ・2023 年 6 月、大澤優真「ともに生きる仲間として一非正規滞在の移民・難民たち 第 6 回 働くことは尊厳を守ること、『仮放免者』に就労を」『民医連新聞』1785 号。
- ・2023 年 7 月 30 日 新潟教区平和旬間 講演会
『すべての命をまもる-時流に流されずに生きるキリスト者の視点』 長澤正隆
- ・2023 年 8 月 13 日 所沢教会 平和旬間 講演会
『すべての命をまもる-時流に流されずに生きるキリスト者の視点…現場から-』 長澤正隆
- ・2023 年 8 月 30 日 風の家 講演会
『すべての命をまもる-外国人の子供を守るのは誰-』 長澤正隆
- ・2023 年 8 月、Yuma Osawa「Situations under the coronavirus pandemic and impoverishment of migrants in Japan」『The 12th East-Asian Inclusive Cities Network Workshop 報告資料集』The 12th East-Asian Inclusive Cities Network Workshop。
- ・2023 年 8 月、大澤優真「困窮する移民・難民の生存権を求めて 第 1 回『人として生きていく』ことが許されない」『POSSE』54 号。
- ・2023 年 9 月 19 日 さいたま教区 スペイン語圏グループ
『すべての命をまもる -誰もわすれないために-』 長澤正隆
- ・2023 年 9 月、大澤優真「困窮外国人支援の現場から～私たちにできることを考える～ 第 1 回『生きていくことを困難にされた人たち』を知ること」『民医連医療』612 号。
- ・2023 年 9 月、大澤優真「困窮外国人支援の現場から～私たちにできることを考える～ 第 2 回『生きていけない』仮放免者の現実 (1) —マジョリティだからできること・難民—」『民医連医療』613 号。
- ・2023 年 10 月、大澤優真「困窮外国人支援の現場から～私たちにできることを考える～ 第 3 回『生きていけない』仮放免者の現実 (2) —子ども・若者—」『民医連医療』614 号。
- ・2023 年 10 月 20 日 日本弁護士連合会
『すべての命をまもる-弁護士会の人権擁護委員会・修習生-』 長澤正隆
- ・2023 年 11 月、大澤優真「困窮外国人支援の現場から～私たちにできることを考える～ 第 4 回『生きていけない』仮放免者の現実 (3) —生活保護を利用できないということ—」『民医連医療』615 号。
- ・2023 年 11 月 12 日 日本 HPH カンファレンス
『すべての命をまもる-非正規在留外国人の人権-』 長澤正隆
- ・2023 年 12 月、大澤優真「困窮外国人支援の現場から～私たちにできることを考える～ 第 5 回『生きていけない』仮放免者の現実 (4) —働くことが禁止されるということ—」『民医連医療』616 号。
- ・2023 年 12 月 2 日 友部学習会 イエスとマリア聖心会
『すべての命をまもる-第 66 回医療相談会-』 長澤正隆

・2023 年 12 月 6 日 東京労働安全センター

『すべての命をまもる-第 66 回医療相談会考察-』 長澤正隆

・2023 年 12 月、大澤優真「SDGs で考える移民・難民（第 15 回）生活保護から考える『外国人と貧困』」『Migrants network : 移住者と連帯する全国ネットワーク・情報誌』231 号。

・2023 年 12 月、北関東医療相談会・ビッグイシュー基金・つくろい東京ファンド（調査・執筆担当：大澤優真）「仮放免者住居調査報告 一追いつめられる ホームレス化する仮放免者一」

・2023 年 12 月、大澤優真「困窮する移民・難民の生存権を求めて 第 2 回『外国人』と貧困」『POSSE』55 号。

・2023 年 12 月 30 日 カトリック秩父教会

『すべての命をまもる-第 66 回医療相談会考察-』 長澤正隆

・2024 年 1 月、大澤優真「困窮外国人支援の現場から～私たちにできることを考える～ 第 6 回『生きていけない』仮放免者の現実（5）一仮放免者に何ができるか、すべきか一」『民医連医療』617 号。

・2024 年 1 月 10 日 崖っぷちラジオ 認定 NPO 法人とちぎボランティアネットワーク

『すべての命をまもる』 長澤正隆

・2024 年 1 月 13 日 群馬県外国人未払い対策事業の拡充を求める市民集会

長澤正隆 大澤優真 塚本巖 長澤和子 後藤裕一郎

・2024 年 2 月 3 日 オール明治 萩原芳子、長澤正隆 大澤優真

『仮放免者の医療事情』他

・2024 年 2 月、大澤優真「困窮外国人支援の現場から～私たちにできることを考える～ 第 7 回 命からがら逃げてきた難民が日本で『ホームレス』化している」『民医連医療』618 号。

・2024 年 2 月、大澤優真「省庁交渉 2023 生存権・貧困」『Migrants network : 移住者と連帯する全国ネットワーク・情報誌』232 号。

・2024 年 3 月、大澤優真「仮放免者『5 人に 1 人は路上生活』の危機」『難民・移民なかまのいのちの緊急基金 ここのかレター』5 号。

・2024 年 3 月 6 日 東京都社協 事例報告会

事例報告会 アドバイザー 長澤正隆

・2024 年 3 月、大澤優真「困窮外国人支援の現場から～私たちにできることを考える～ 第 8 回『外国人と貧困』の現在（1）」『民医連医療』619 号。

・2024 年 3 月、大澤優真「困窮する移民・難民の生存権を求めて 第 3 回『幸運』な難民認定申請者とその後」『POSSE』56 号。

・2024 年 3 月 16 日 イグナチオ教会 初めの一歩

『共同体を生きる-喜ぶ者と共に喜び、泣く者と共に泣きなさい。』 長澤正隆

・2024 年 3 月 25 日 ラザード 講演

『すべてのいのちをまもるために』 長澤正隆

・2024 年 3 月 30 日 民医連 「民医連の医療と研修を考える医学生のつどい」講演会

長澤正隆 長澤和子 大澤優真

【会議について】

(1) 総会

①日時・場所 2023 年 5 月 13 日（土）10 時から 12 時
場所 埼玉共済会館 502 会議室

(2)理事会

第 1 回理事会 2023 年 5 月 13 日（土）午後 4 時
場所 埼玉共済会館 502 会議室

(2)理事会

参加者 飛鷹昭夫 塚本巖 萩原芳子 長澤正隆 長澤和子

議 題

1. 報告事項

NPO の体制強化

その他の事業 家賃プロジェクト

・ビッグイシュー

・認定 NPO 法人都市計画家協会

2023 年度 第 2 回理事会議案

日時 2024 年 1 月 27 日（火）15 時 00 分～17 時 00 分

場所 高崎市 Spectrum Space（会議室/レンタルスペース）

日本、〒370-0841 群馬県高崎市栄町 1 4 - 1 高崎イーストセンタービル 302

参加者：後藤裕一郎、長澤正隆、矢中幸雄、塚本巖、大澤優真、岩元陽子
長澤和子、正木泉

欠席：坂詰未来、黒澤みち子、飛鷹昭夫、河野順子、萩原芳子、井上英明

議事

1 号議案 総会開催について

日時 2024 年 5 月 11 日（土）

午前 10 時 30 分：理事会

午後 1 時 30 分：総 会

場所 さいたま共済会館 502 号室

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7 丁目 5-14

電話番号 048-822-3330

第3回理事会

日時 2023年4月27日(土) 13時30分～16時30分

場所 済生会宇都宮病院

栃木県宇都宮市竹林町911-1

参加者：後藤裕一郎、長澤正隆、河野順子、塚本巖、萩原芳子、井上英明、岩元陽子、大澤優真

議事 総会開催について

2号議案 医療相談会の開催

群馬県太田市 太田公民館東別館 日 時 2024年6月2日(日) 終日

栃木県宇都宮市 済生会宇都宮病院 2024年9月14日土曜日以上です

茨城県取手市 日 時 2023年11月12日(日) 終日

埼玉県川口市 日 時 2024年1月14日(日) 終日

学習会について

群馬県 未払い補填事業、栃木県 教育の就学支援、埼玉県 社会保険の加入の促進

第2号議案

2 前事業年度の活動計算書

3 前事業年度の貸借対照表

4 前事業年度の財産目録

第3号議案

次年度予算と計画
予算書は別紙参照

2024 年度予算
2024 年医療相談会行事内容

月 日	行事内容	その他 場所	備考
4 月	ニュースレター21 号	事務局体制の見直し (寄付者の名簿管理担 当)	
	決算報告書	・寄付者管理台帳作成	
4 月 27 日 5 月 11 日	理事会 総会	宇都宮済生会病院 埼玉共済会館	
6 月 2 日	医療相談会	群馬県 太田市	
7 月	医療相談会 報告会	群馬県 太田市	
8 月			
9 月 14 日	栃木県宇都宮 医療相談会	決定	
10 月	報告会		
11 月	理事会 省庁交渉	茨城県	
12 月	ニュースレター22 号		
2025 年 1 月	埼玉健康診断会	埼玉県	
2 月	埼玉県健康相談会 報告会		
3 月	理事会		

資 料

群馬県太田市

① NPO法人北関東医療相談会

生きていけない外国人のための準生活保護

大山 未央

特定非営利活動法人エディック



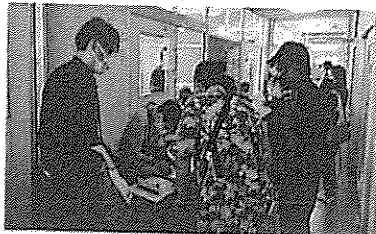
(1) 団体概要

北関東医療相談会は、生活困窮している外国人を対象に健康診断、検査結果の説明、要治療者のフォローを実施しているNPO法人である。1997年群馬県において、「外国人のための医療相談会」として定足以来活動を続けており、関東他県（群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）で、年間1回以上の医療相談会、年間3回以上の健康相談会を実施しているほか、必要に応じて個別医療相談もおこなっている。25年間で約300人以上の健康を支えている。また、働くことが出来ずに不安定な居住実態におかれた方々が多いことから、必要に応じて家賃支援や食料配給などを実施している。

就労や移動など生活に制限がある「仮放免者」がおかれた厳しい現状はまだ社会へ十分に周知されていないため、文章による発信、講演会や記者会見、ロビイング等を通じて就労条件の緩和や医療保険加入を認めさせるための活動をしている。



医療相談会での家賃相談の様子



医療相談会には毎月多数の外国人が訪れる

(2) 課題の背景と今回の取り組み

【課題の背景】

在留資格を持たない非正規滞在者の人口は年々増加している。中でも「仮放免者」という非正規滞在者は、

国の方針で在留資格がなく、就労が禁止され、県をまたぐ移動の制限、生活保護の対象外となるなど、恒常的に経済的に困窮しており、その数は令和4年12月末で4571人。彼らは同国人ネットワークや本団体などの支援団体の援助で命からがらの生活をしている。入国管理施設としては在留資格がなく生活に困窮すれば帰国を促しやすくなるが、仮放免者からは帰国の状況から帰国できないとの訴えが多く、中には30年に渡り仮放免者として日本で生活している方も多数いることが判明している。

2021年に本団体は仮放免者生活実態調査報告書というアンケートを取り、「生きていけない」絶対的貧困状態、つまり食事の制限、家賃の未払い、医療費の制限、学校教育費の制限など、基本的な生活基盤を維持することさえ困難な状況が明らかになった。

本団体の本来の事業は、医療相談会を柱とする健康支援であるが、アンケート調査や当会に来る相談者の声から見過すことのできない状態を把握したため、従来の医療相談事業に加えて、家賃、水道光熱費・インターネットの整備などの生活基盤の支援を開始した。

図12-1 家賃滞納の有無 (n=125)

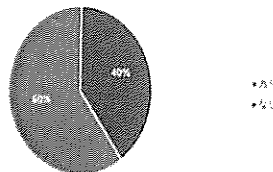
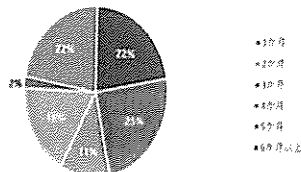


図12-2 家賃滞納期間 (n=45)



アンケート調査の家賃滞納の有無 滞納の回数

【今回の取組】

本助成事業では、(1)本団体が保有しているシェルターの運営、(2)生活に困窮している仮放免者の家賃支援を行った。

(1) シェルターの運営

外国人は部屋を借りるために、日本人の保証人を必要とされることが多く賃貸契約のハードルが高いため、本団体では群馬県に4部屋、埼玉県に1部屋(女性専用)を確保し、賃貸事業を行っている。現在5名の外国人がシェルターを利用しているが、本事業ではそのうち4部屋の1年間分の家賃と水道光熱費の支払いを行った。



埼玉県の女性専用シェルター

(2) 家賃支援

支援にあたり以下の条件を決め、仮放免者または就労許可をもたない外国人の家賃の支援を行った。医療相談会の「家賃相談ブース」に相談にきた方や、以前から本団体と繋がりのある方を要支援者とした。

- ・金額の上限は1人につき10万円と設定
- ・支払いの前に相談者の身分証を確認する
- ・支払いは相談者本人ではなく、不動産会社や家主に直接振り込む
- ・支払先に領収書または請求書の発行を依頼する
- ・子供がいる家庭、母子家庭、健康状態が悪い家庭など、緊急性が高いと本団体が判断した人を優先して支援する

(3) 伴走支援の概要

本団体は外国人支援を長年続けてきたNPOであり、その理念と経験にもとづいた支援を行っている。複雑な在留資格や就業問題を理解した上で、当事者からの聞き取りを重ね、当事者にとって最善と思われる解決策を探り続ける姿勢と様々な分野の協力者を募りながらビジョンに沿って取り組む実行力を有した団体であるため、支援活動は自主的に進められた。伴走支援者としては、都度報告を受けながら助成事業を受ける際に必要な体制づくり、会計のルール、報告書類の作成などのアドバイス、プロボノ支援の提案を行った。

(4) 取組の効果と今後の展望

(1) シェルターの運営

4部屋のシェルターの運営費である賃借料・水道光熱費を本助成事業で使用した。賃貸契約が困難な仮放免者に安心して生活できる場を提供したことで彼らのホームレス化を防ぐことができた。助成事業終了後も運営は継続され、埼玉県の女性専用シェルターの部屋を増設する計画をしている。

(2) 家賃支援

本助成事業期間内に、45世帯の賃借料合計約366万円を支援した。

滞在資格の種別は、45世帯のうち36世帯が仮放免者、6世帯が特定活動、2世帯が技術・人文知識・国際業務、1世帯が非正規滞在者であった。また45世帯のうち、単身37世帯(このうち1世帯の女性は母国に子供あり)、子供を持つ家庭が7世帯であった。男女比は男性：女性＝33：12である。

子どもをもつ7世帯のうち、3世帯が母子家庭、4世帯は困窮家族。また7世帯は困窮女性(この中の1世帯は妹(特定活動)・母(仮放免)と共に生活)、残りは男性単身(もしくは知人宅に居候し、家賃の一部を支払っている)である。

支援者の選定には、子どものいる家庭(時に母子家庭)や、健康面で問題を抱えている人など個々の状況を理解し、緊急度の優先順位をつけた。

45世帯のうち、23世帯が大家、20世帯が不動産会社、1世帯が保証会社、1世帯が支援団体の貸し出ししている物件との契約であった。大家の中には仮放免者含む非正規滞在者に理解のある方もおり、低価格で物件を貸してくれる人がおり、また、支払いができない現状に理解を示してくれる人もいる。今回の支援は非正規滞在者だけでなく、彼らを支えている個人の大家さんや団体を助けることにもつながっている。

支援地域については、10世帯が東京、2世帯神奈川県、残り33世帯が当会が主として活動している北関東地域であった。

法律が変わらない限り仮放免者の生活状況の改善は見込めないため、引き続きあらゆる手段を検討して居住支援を行う予定である。今後の展望として、低所得者向けの住居として公営及び営営の空き地活用を提案しているが、そうした場合でも日本人の保証人を要求されるケースが多いことや、自治体が外国人向けの住居の建設に消極的であることも多く、官民の他団体と協力・連携し、支援の方法を模索していきたい。

決算報告書

第10期

自 2023年 4月 1日

至 2024年 3月31日

NPO法人北関東医療相談会アミーゴス

群馬県太田市東別所町427-44
[Redacted Address Line]

活 動 計 算 書

(単位：円)

NPO法人北関東医療相談会アミーゴス

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	328,000	
受取入会金	1,000	329,000

【受取寄付金】

受取寄付金		54,334,803
-------	--	------------

【受取助成金等】

受取助成金		6,563,927
-------	--	-----------

【その他収益】

受取 利息	66	
雑 収 益	154,690	154,756

経常収益 計

61,382,486

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業)	3,948,450
通 勤 費(事業)	579,006
福利厚生費(事業)	1,751
人件費計	4,529,217

(その他経費)

業務委託費(事業)	390,313
諸 謝 金(事業)	122,382
医療相談会(事業)	2,601,953
印刷製本費(事業)	624,812
会 議 費(事業)	7,840
借料損料(事業)	80,400
旅費交通費(事業)	1,665,405
車 両 費(事業)	144,000
通信費(事業)	558,662
郵送費(事業)	2,461,848
消耗品 費(事業)	729,192
修 繕 費(事業)	217,800
水道光熱費(事業)	349,997
地代 家賃(事業)	1,355,400
コロナ対策(事業)	96,310
賃 借 料(事業)	284,900
新聞図書費(事業)	8,600
広告宣伝費(事業)	47,850
保 険 料(事業)	10,365
医療支援費(事業)	7,984,530
生活支援費(事業)	3,921,389
租税 公課(事業)	53,150
支払手数料(事業)	239,600
支払寄付金	40,000
支払 利息(事業)	165
雑 費(事業)	72,278

活動計算書

(単位：円)

NPO法人北関東医療相談会アミーゴス

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日

接待交際費（事業）	20,131	
家賃支援	5,019,083	
その他経費計	29,108,355	
事業費 計		33,637,572
【管理費】		
（人件費）		
給料 手当	4,987,500	
通 勤 費	196,200	
福利厚生費	242,542	
人件費計	5,426,242	
保証料		
印刷製本費	188,404	
業務委託費	650,000	
会 議 費	224,188	
旅費交通費	135,191	
車 両 費	6,530	
通信費	190,094	
郵送費	21,270	
消耗品 費	244,192	
修 繕 費	22,000	
水道光熱費	57,613	
地代 家賃	1,116,000	
賃 借 料	600,000	
接待交際費	167,929	
新聞図書費	54,895	
減価償却費	209,100	
保 険 料	9,100	
諸 会 費	4,200	
リース 料	118,038	
租税 公課	102,720	
支払手数料	7,550	
雑 費	1,560	
保証料 合計	4,130,574	
管理費 計		9,556,816
経常費用 計		43,194,388
当期経常増減額		18,188,098
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		18,188,098
当期正味財産増減額		18,188,098
前期繰越正味財産額		9,702,935
次期繰越正味財産額		27,891,033

貸 借 対 照 表

NPO法人北関東医療相談会アミーゴス
全事業所

(単位：円)
2024年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金 228,293

口座 預金 513,944

普通 預金 26,624,337

現金・預金 計 27,366,574

(その他流動資産)

仮 払 金 294,759

その他流動資産 計 294,759

流動資産合計 27,661,333

【固定資産】

(有形固定資産)

什器 備品 69,700

有形固定資産 計 69,700

(投資その他の資産)

差入保証金 160,000

投資その他の資産 計 160,000

固定資産合計 229,700

資産合計 27,891,033

《負債の部》

【流動負債】

流動負債合計 0

負債合計 0

《正味財産の部》

前期繰越正味財産 9,702,935

当期正味財産増減額 18,188,098

正味財産合計 27,891,033

負債及び正味財産合計 27,891,033

財 産 目 録

NPO法人北関東医療相談会アミーゴス
全事業所

(単位：円)
2024年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	228,293
口座 預金	513,944
ゆうちょ (口座)	(513,944)
普通 預金	26,624,337
埼玉りそな銀行	(25,579,501)
ゆうちょ (NPO)	(971,513)
ゆうちょ (AMIGOS)	(11,556)
みずほ銀行	(61,767)
現金・預金 計	27,366,574

(その他流動資産)

仮 払 金	294,759
仮払 [REDACTED]	(49,057)
仮払 [REDACTED]	(197,037)
仮払 [REDACTED]	(48,665)
その他流動資産 計	294,759

流動資産合計

27,661,333

【固定資産】

(有形固定資産)

什器 備品	69,700
有形固定資産 計	69,700

(投資その他の資産)

差入保証金	160,000
投資その他の資産 計	160,000

固定資産合計

229,700

資産合計

27,891,033

《負債の部》

【流動負債】

流動負債合計

0

負債合計

0

正味財産

27,891,033

2024 年度総会議案書

日時 2024 年 5 月 11 日（土）午前 10 時～12 時

場所 埼玉共済会館 〒330-0064
さいたま市浦和区岸町 7-5-14 502 号室

議案

第 1 号議案 2023 年度事業報告
事業報告書参照

第 2 号議案 2023 年度収支報告
決算書参照

第 3 号議案 2024 年事業計画
事業計画書参照

① 年間計画について

② 認定 NPO の申請承認

③ 新役員紹介と承認

大川昭博

特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク 理事
担当 外国人医療・生活ネットワーク

④ 年間役員承認

⑤ 社員承認

第 4 号議案 2024 年収支計画
予算書参照

その他 記念学習会

次年度予算と計画
予算書は別紙参照

2024 年度予算
2024 年医療相談会行事内容

月 日	行事内容	その他 場所	備考
4 月	ニュースレター21 号	事務局体制の見直し (寄付者の名簿管理担 当)	
	決算報告書	・寄付者管理台帳作成	
4 月 27 日 5 月 11 日	理事会 総会	宇都宮済生会病院 埼玉共済会館	
6 月 2 日	医療相談会	群馬県 太田市	
7 月	医療相談会 報告会	群馬県 太田市	
8 月			
9 月 14 日	栃木県宇都宮 医療相談会	決定	
10 月	報告会		
11 月	理事会 省庁交渉	茨城県	
12 月	ニュースレター22 号		
2025 年 1 月	埼玉健康診断会	埼玉県	
2 月	埼玉県健康相談会 報告会		
3 月	理事会		

大川昭博さんのプロフィール

大川 昭博（おおかわ あきひろ）

1963 年 埼玉県に生まれる。日本社会事業大学社会福祉学部児童福祉学科卒。

1987 年から 2023 年まで横浜市の社会福祉職として働く。

現在、横浜市港北区精神障害者生活支援センター所長

特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）理事

かながわ多文化ソーシャルワーク実践研究会メンバー

著書(いずれも共著)

『多文化社会の選択—シチズンシップの視点から』日本経済評論社 2001 年

『在日外国人の健康支援と医療通訳』杏林書院 2018 年

『外国人の医療・福祉・社会保障相談ガイドブック』明石書店 2019 年

『いっしょに考える外国人支援』明石書店 2020 年



令和5年度 予算書(案)

科目	21年度 決算計	22年度 決算計	23年度 決算計	24年度 予算計	25年度 予算計	備考
経常収益の部						
経常収益の部						
経常収益						
受取会費						
正会員受取会費	539,300	113,000	328,000	300,000	300,000	会費 100名
賛助会員受取会費	3,000	1,000			0	
受取入会金	2,000	7,000	1,000	5,000	5,000	新規入会 5名
受取寄付金					0	
受取寄付金	17,250,316	24,171,098	54,693,396	20,000,000	20,000,000	寄付金
受取助成金等					0	
受取助成金	43,237,800	21,801,280	4,553,927	8,000,000	6,000,000	
経常収益					0	
経常収益	11,130	0	0	0	0	
その他収益					0	
受取利息	6,239	0	0	0	0	
雑収益	198,210	161,191	154,690	100,000	100,000	
経常収益計	51,386,501	31,781,371	61,141,079	20,405,050	5,000,000	26,105,050
経常費用の部						
事業費						
人件費	0	2,021,702	3,913,150	1,000,000	1,000,000	非常勤・アルバイト料
通勤手当			573,903	600,000	600,000	
福利厚生費			1,781	2,000	2,000	
業務委託費	191,440	139,300	390,313	400,000	400,000	ホームページ更新システム
減価償却費					0	
諸謝金	7,641,300	909,502	122,382	200,000	300,000	Antony 卒の謝金 (300,000)
医療相談会		1,177,706	2,604,953	3,000,000	3,000,000	河内たけし 1,500,000 円
雑費					0	
交通費					0	
消耗品					0	
施設使用料					0	
雑費使用					0	
その他補助					0	
印刷製本費	407,300	1,337,160	824,812	300,000	105,000	905,000
会議費	18,001	121,717	7,810	150,000	150,000	
福利厚生費	261,000	5,928	80,400	0	0	
旅費交通費	2,869,231	2,958,229	1,665,495	1,500,000	572,000	2,072,000
車両費	271,523	573,312	114,000	0	0	
通信費	1,241,224	613,713	558,662	500,000	500,000	固定電話・携帯電話使用料等
郵便費	1,632,122	2,910,710	2,161,818	2,300,000	2,300,000	佐藤友成等記念状
消耗品	6,793,587	2,035,351	726,112	800,000	800,000	コピー用紙・事務用品等
雑費	23,310		217,300	50,000	50,000	
水道光熱費	1,719,139	719,510	349,397	500,000	300,000	
地代家賃	1,953,110	2,993,800	1,353,499	1,118,000	1,118,000	12ヶ月×93,000 円
消耗品	5,323,986	370,000	0	0	0	
消耗品	12,225	1,056,536	90,310	100,000	100,000	
減価償却	37,430		284,000	300,000	300,000	
諸謝金		9,600	0		0	
新聞図書費	19,130	75,030	8,600	10,000	10,000	
広告宣伝費	506,000	69,105	47,850	50,000	50,000	
保険料	346,320	5,100	19,363	0	0	
医療支援費	12,277,924	11,583,759	7,994,530	5,000,000	1,300,000	6,300,000
生活支援費	3,733,929	9,237,520	3,921,389	3,000,000	1,163,000	4,163,000
諸会費	5,559	127,000	0	0	0	
租税公課	17,900	5,100	53,150	30,000	30,000	
雑費	29,119	1,500	0	0	0	
支払手数料	253,453	291,597	239,000	180,000	180,000	振込手数料
支払手数料	39,139	416,590	49,000	30,000	30,000	保険会費
支払利息	135		183	0	0	
雑費		109,216	72,278	50,000	50,000	
維持交際費	122,059	182,965	20,131	30,000	30,000	
家賃			5,019,083	1,500,000	2,500,000	4,000,000
その他経費						Antony チャリティ (2,500,000)
事業費 計	17,733,169	10,316,819	33,634,522	21,898,000	6,000,000	27,898,000
経常費用の部						
経常費用の部						
経常費用						
管理費						
人件費						
通勤手当	1,370,000	5,352,065	4,987,500	5,200,000	5,200,000	
通勤手当			196,299	150,000	150,000	
福利厚生費			242,542	120,000	120,000	
福利厚生費	10,000	0	0	0	0	
印刷製本費	34,999	18,243	188,494	200,000	200,000	協会誌等
業務委託費	719,959	733,359	959,000	490,000	490,000	税理士報酬
会議費	52,113	392,019	224,135	200,000	200,000	
旅費交通費	99,731	123,902	135,191	120,000	120,000	
車両費	100,000	184,366	6,530	0	0	
福利厚生費	11,437	0	0	0	0	
通信費	317,810	113,211	190,004	100,000	100,000	
郵便費	122,582	1,119	21,279	15,000	15,000	
消耗品	311,933	155,329	298,682	150,000	150,000	事務用品等
雑費			22,000	20,000	20,000	
水道光熱費	91,336	228,425	57,613	40,000	40,000	
地代家賃	1,539,943	1,109,000	1,116,000	1,116,000	1,116,000	12ヶ月×93,000 円
雑費		500,000	600,000	600,000	600,000	12ヶ月×5,000
広告宣伝費	207,710	401,373	0	0	0	
維持交際費	257,998	30,363	167,929	100,000	100,000	
新聞図書費	17,132	91,900	64,896	50,000	50,000	
諸会費	3,000	10,000	4,200	5,000	5,000	
保険料			9,100	10,000	10,000	
リース料		126,295	118,628	145,000	145,000	コピー機リース
租税公課	5,040	64,440	102,720	80,000	80,000	印紙等
支払手数料	89,317	33,592	7,550	10,000	10,000	振込手数料
雑費	1,320	54,093	1,500	5,000	5,000	
備品	122,047		0			
減価償却費		139,400	69,760	70,000	70,000	
会議費						
管理費計	5,799,618	10,528,268	9,381,886	8,986,003	0	8,986,000
経常費用計	23,532,787	20,845,087	43,016,408	30,884,003	6,000,000	36,884,000
当期経常増減額	1,054,114	366,156	18,124,671	△ 10,478,953	△ 10,478,950	
前期繰越増減額	△ 1,451,997	9,306,111	9,772,269	△ 10,478,953	27,898,940	
当期繰越増減額	1,506,114	9,772,269	27,896,940	17,419,993	17,419,990	